

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 10

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785

火腿

カヒ
万博

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(T A) 44566
 69年10月3日21時00分 米国省
 69年10月4日1時15分 発着米中
 外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(内説)

第3143号 極秘 至急

3日ヴァレオ上院事務総長がオキナワ問題等につきアサオマタノに内説せるところ次の通り

1. 上院、少くとも自分の接觸している外交委員の間ではオキナワ問題はねつ氣(H.E.A.T.)をおびていない。ペーパー議員等が時おり本問題につき發言することはあつてもその場限りで後まで尾を引くような状態にはなっていない。かかる平じような空氣はベトナム論議が白ねつ化し、議会と政府との関係がエモーショナルにならない限り持続されるものと思う。
2. しかしながら、政府のオキナワ問題のHANDLINGには関心を持つており、行政もその点をじゅうぶん認識し、先日も一時帰國中のマイヤー大使及びスナイダー公使が外交委員等と会ってオキナワ返かん交渉の進ちょく振りを説明した。
3. 行政が議会の関心を念頭において常時本件につき説明ないし相談することが大切である。例えばオキナワ返か

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

んにつき議会の承認を要する条約によらず、共同声明により処理する方が日米両国にとってよりよい方策であること議会に説明し、その納得を得ることが必要である。成程上院、特に外交委の中には行政が上院の権限にじゅうぶんの考慮を払わずになぜ約束をすることに不満を持つている委員もいるが、なぜ共同声明により処理せねばならぬかを行政がうまく説明すれば議会は反対しないと思われる。ことにオキナワ返かんは対外約束の削減を求める時流に合ちしているからである。

4. ベトナム作戦のためのオキナワ基地使用を共同声明で言及するとの新聞報道があることを承知しているが、大切なことは共同声明で言及するか否かではなく、返かん後の同基地使用について米軍部にけんを持たせないことである。万一軍部がかかるけんを持てば議員に働きかけて議会が論議をおこすことになるおそれはじゅうぶんある。軍部さえ不満を表明しなければ議員がこの点を積極的に取り上げることはなかろう。
5. マンスフィールド議員に同行して東南ア諸国を訪問した際、オキナワにも短時間ながら立寄り、ランパート高等弁務官の意見を聞く機会を得た。同弁務官は非常に立派な人物であり、軍人なりによく問題のありかを理解している

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

ようにみうけられた。
6. グリフィン共和党院内かん事は最近はじめてベトナム問題につき発言するようになつたが。同かん事は労働問題等内政問題の方に経験と関心があり、外交問題については素人である。

(1)

-3-

外 務 省

万博

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外僅官 電信寫

與房長堤營治會文公營治
次次官官署督臣僚
務務次次官官署督臣僚

總番号(TA) 4558
69年 10月 9日 21時 30分
69年 10月 10日 11時 19分

323

電信寫

總番号(T.A) 45580
69年 10月 9日 21時 30分 米国省
69年 10月 10日 11時 19分 本邦着

外務大臣 殿 下用大使 临时代理大使 総領事 代理

馆3207号 略 王德

貴霜漢北 / 第 300 五 單江闊 1

9日共和党上院政策委員会クランジー委員より議員がちょうど取したところ次の通りの趣。なお覚書テキスト9日ペーパーチにて空送した。

1. 本件覚書(10月2日付)は政策委員会のスタッフ。リポートと称するものであり、共和党上院議員及びそのスタッフに対しその時々の重要問題に関する基そ資料を提供するために作成したものである。

2 共和党上院議員の意見をちようして作成したものではない。政策委員会が作成していることから共和党的政策を代表しているものごとくに受けとられやすいが、実体は各議員にこのような覚書を読んでもらうことによつて認識を深めもらうことが目的である。

3. 政策委員会のスタッフとしてはオキナワ問題の解決ぶり如何が将来の日米関係に大きな影響を及ぼすことを十分

外務

注

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

卷之三

承知しており、日米両国間の相互信頼がマクシマムに維持される様な解決ぶりを期待している。

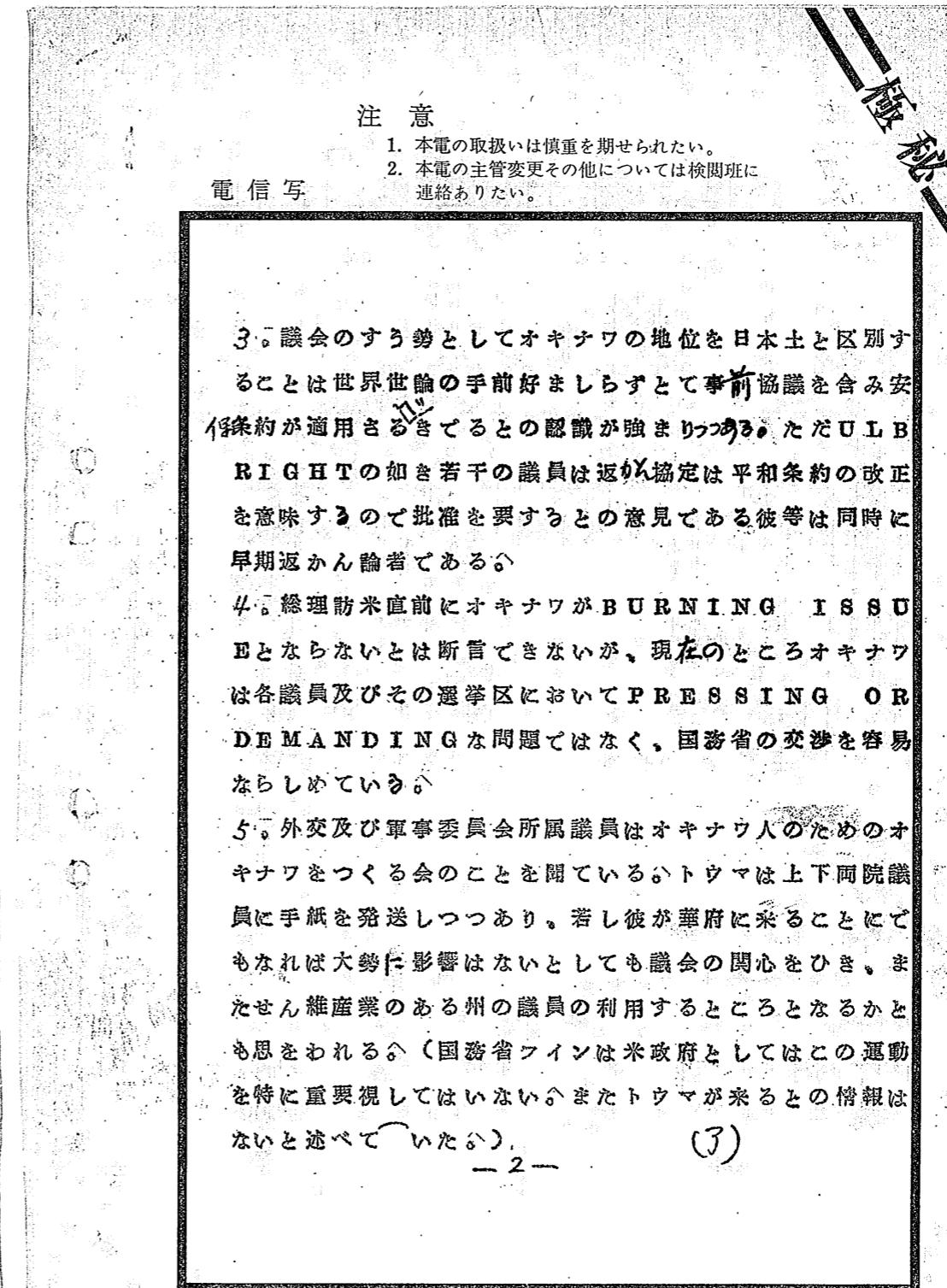
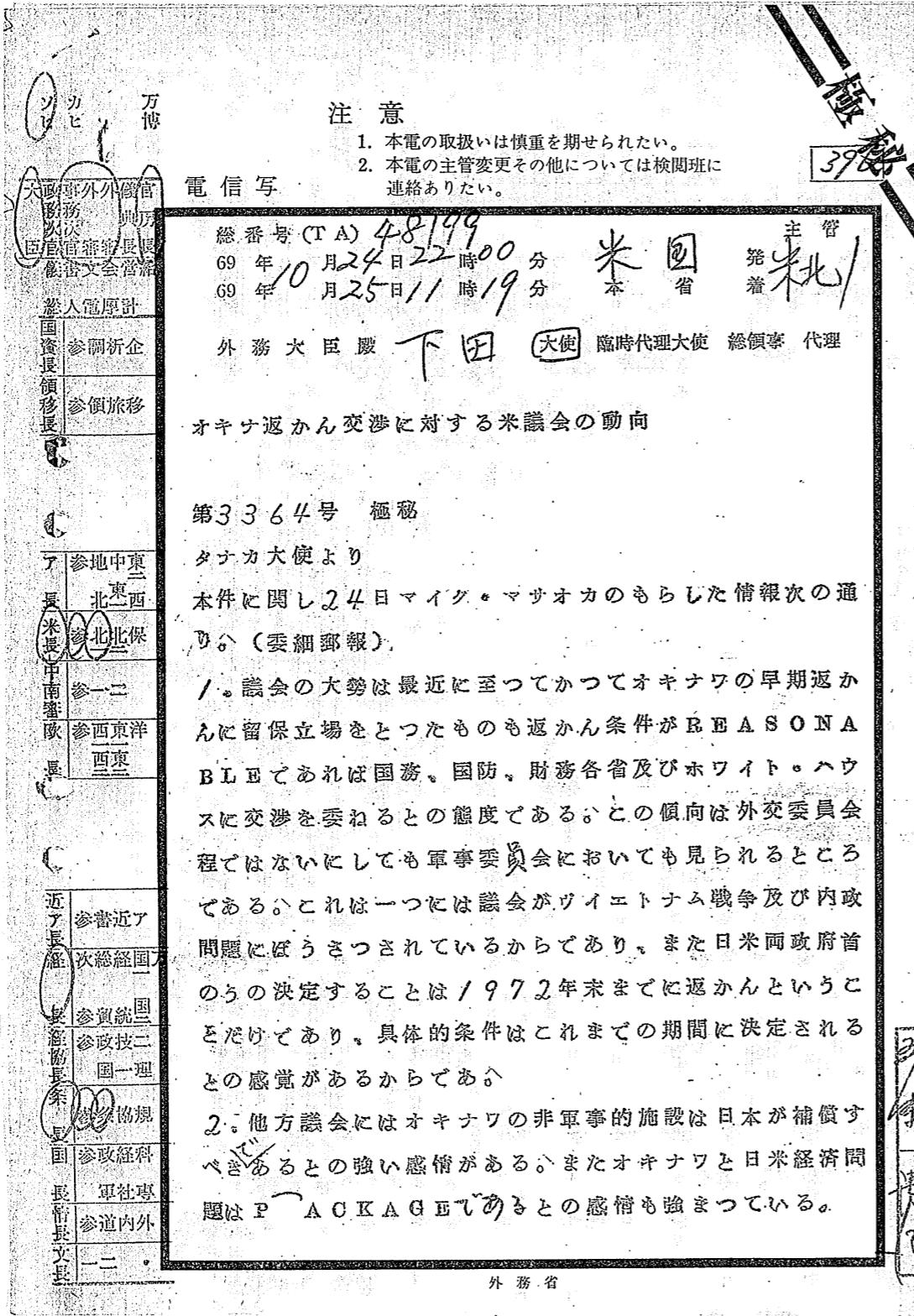
4. 共和党上院議員のオキナワ問題に関する認識が次第に深まっていることは事実であり、例えば日本が対東南アジア援助等について積極的なし勢を示せば、オキナワ返かん後の日本に対する信頼も一層たかまるべく日米友好関係を維持することにこうけんしよう。

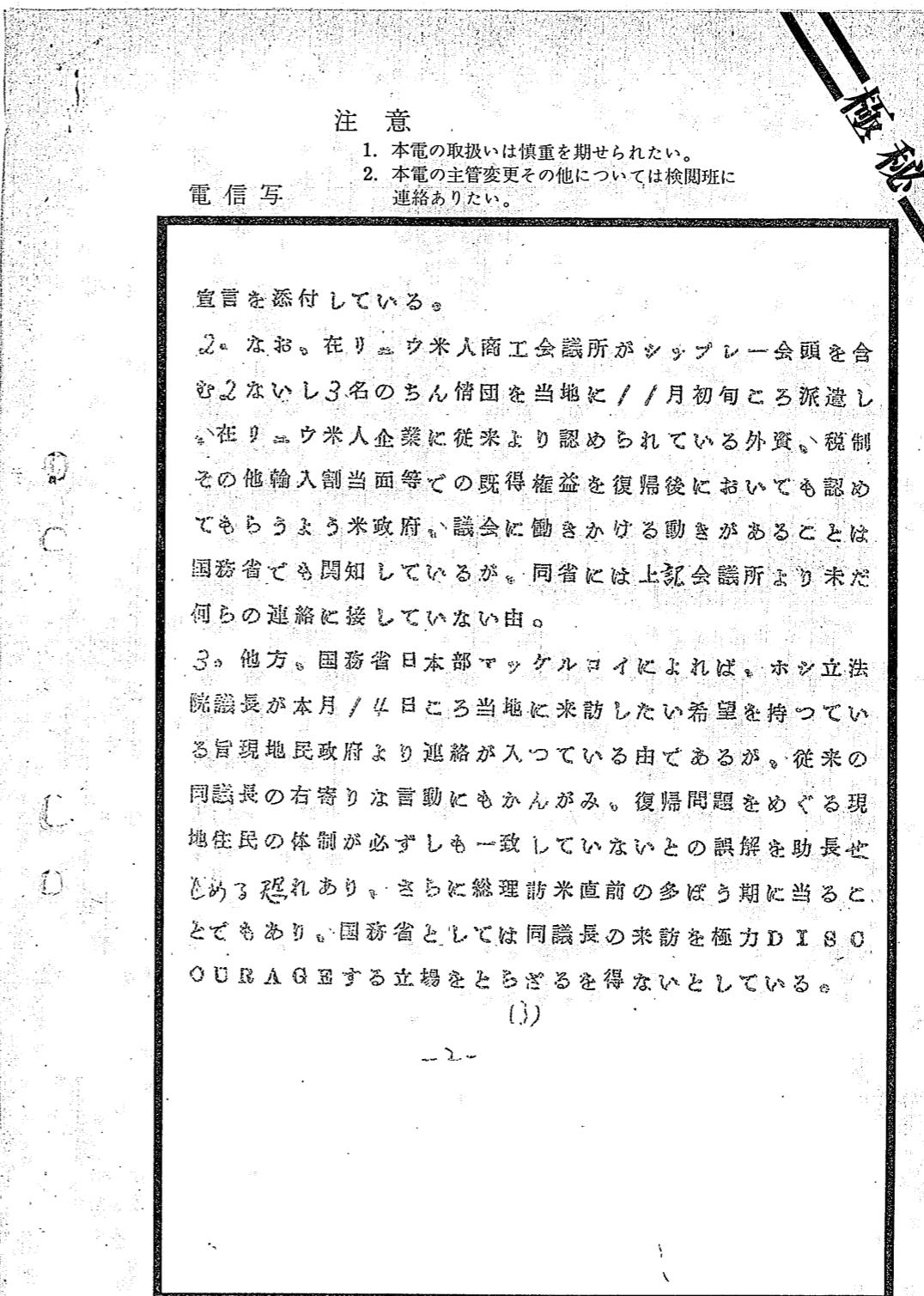
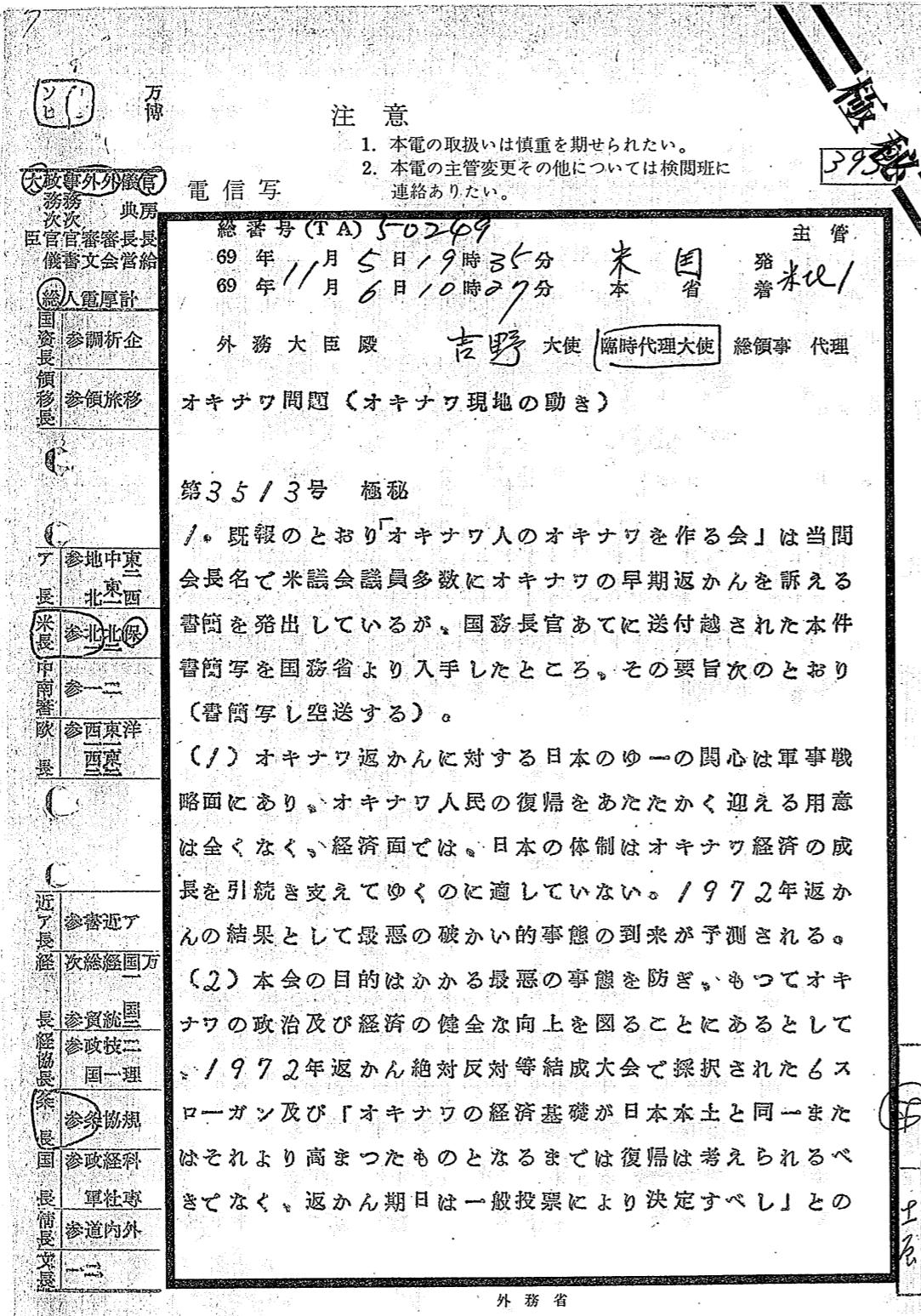
5. 何れにしても本件覚書は日米交渉当事者に影響を及ぼす
そうとするような政治的目的をもつたペーパーではなく、
日米関係の重要性を各議員に承知してもらいたいとの政策
委員会スタッフの意向に基くものである。

(36)

- 2 -

外三





注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大蔵省外務省
次官典房
官員審査長
機密文書会議
総人監査
國資參調企
長領移
委員會
外務大臣
吉野大使
臨時代理大使
總領事代理

総番号(TA) 50461
69年1月6日21時10分 米国
69年1月7日12時13分 本省
主管
発着

外務大臣
吉野大使
臨時代理大使
總領事代理

オキナワ返かん問題に関する米議会の動向

第3546号 極秘至急

タカ大使より。

1. 日本使米議会においてオキナワ問題に関心をもつて、つしん目的であるマツナガ議員と会談したが、その際先方はオキナワのオキナワをつくる会のトウマよりの手紙を受け取った議員の内下院で10名程度のものがオキナワ返かんの前、人民投票を行なうことを要求する決議を提出するに至り、議案が上程されても通過の可能性は少ないと内話した。本使よりオキナワの情勢を詳述しこの種主対抗するのに有効と思われる論旨を述べ協力を要請すると共に4日付毎日新聞のオキナワにおける世論調査の内本土復帰への賛否の部分を参考資料として送付することとした。

2. 同日マイク・マサオカが信報報告のため来計し、上院においてもBYRD議員のSTAFFが同様の事をもらしていたと述べ。マサオカを通じる今後の工作につき協議

ア参地中東
長北西
米參北北保
中南蜜
歐參山東洋
島

近ア參書北ア
長總次第國方
長經參國
經協參國政
長參國政科
國參國政科
軍社參
國參道内外
文長

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

なお、マサオカはオキナワ返かん協定は上院の批准を要するとのBYRD決議通過の影響として(1)論争が今後も続く契機となつた。(2)交渉に際し大統領の手をしばる。(3)これをテコにして経済問題で日本の譲歩を迫るの3点をあげ、その画策の中心人物としてBYRDの外、ERUMOND、SMITHをあげていた。

3. 同日國務省フインは本件情報を有していなかつたが、決議案が出ても通るまいとの観測を述べると共にトウマより手紙を受け取った議員よりの國務省への照会に対してオキナワにおける選挙、立法院決議等を引用してこれに回答している状況を説明した。

また、フインは国民政府がオキナワ返かんにつきその日本を口にした事に対するEQUITY QUESTIONの外返かんに際しては人民投票を行なうべきであると申入れてきたが、米側はこの点については回答しなかつたと述べるとともに米国としてはミクロネシアにおいて人民投票の問題があると付言していた。

なお、フインはトウマ書簡につき、書省としてはオキナワ人の圧倒的多数が返かんを支持していることはよく承知しているが、日本側に適切な資料があれば入手したいと述べていたので本件対策につき御気付の点あれば至急御回電願ひたい。(了)

外務省

カ ヒ	万 博
大臣事務官	
次官 典房	
臣官官審審長	
儀書文会督給	
総人電厚計	
國資 長	
外務大臣 領移 長	
参調折企	
参領旅移	
ア 参地中東 長 北東西	
米 參 北北保	
中 南 參 二	
歐 參 西東洋 長 西東	
近 ア 長 參 近ア	
次 經 國 方 參 資 國	
長 經 國 參 政 二 國一理	
參 業 規 長 國 參 政 科 軍 社 專 長 情 長 文 長 一 二	

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 5/376
 69年11月12日20時55分 69年11月13日11時31分
 米国省 主管 発着 水北1

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3948号 極秘 至急

タナカ大使より。

/2日本件に関する米議会の動向に關しマイク・マサオカよりの情報次の通り。(報告書空送)

/ 一般情勢

議会の動向は流動的かつ複雑であるが。その原因となつてゐるのは B Y R D 決議。トウマの手紙。オキナワ在住米人実業家の働きかけ等である。しかしながら。オキナワをこれ以上軍事占領の如き状態におくことは日米関係上出来ないと認識は深まつておる。両政府首のう会談において返かんの時期を決めることについては大勢はこれを受入れるとの態度であると思える。結局返かん条件が如何になるかが議会にとりPO P U L A R か否かを決することとなる。他方議会には返かんの代償を求めるべきであるとの空氣がある。同時に各議員とも選挙区の問題にぼうさつされており。日本間に REAS O NABLE ARRANGEMENT が出来るのであれば。政府についてゆく(30)

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

A LONG)との印象である。

2. 議会と国務省との関係

多くの議員が国務省の説明が不十分だと言つてゐるが。これは総理訪米前一週間の国務省の努力によつて変りうる。また。共同声明は日米双方の国内の反響を考慮したちゆう象的なものとなると思つておる。数名の議員は秘密協定が出来はしないかとの懸念を表明した。国務省は返かん協定の批准を求めるか否か決めていないが。もし批准を求めるとしても。軍事委員会ではなく外交委員会に提出されるので。有利であると思われる。更に上院の承認を求めるとしても A BRIEF TREATYのみを提出し細目を行政協定とする戦術もある。

3. 上院の動向

外交委員会のほとんど全員がオキナワ返かんが平和条約の改正か否かの法律論は別として如何なる形式をとるにせよ上院はこれを批准すべきであると考えてゐる。また。かれ等は大統領は他の問題への及をおそれて上院をおこらすことは出来ないと見ている。かれ等はバード修正決議案が大差をもつて可決されたことは返かんの賛否を問うたものではなく。議会の権限を主張したものと見てゐる。また。多くの議員は上院の審議を経る方が日米関係のためにもよいと考えてゐる。バード決議は保護主義者がオキナワ

~外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

を日本から通商上の譲歩を得るためにこに使うことを要求する意味をもつものであるが。この点においても S E NSITIVE-INDUSTRY-STATES 出身の多数議員をようする軍事委員会よりも外交委員会で審議される方が日本に有利であると思われる。また。はい後で返かんの引延しまたは厳格な条件を付する策動をしている国防部の動きからも外交委員会での審議は影響を受けることが少ないと見える。

オキナワのトウマよりの手紙の件については少なくとも外交委員会に関する限り。一般的に圧倒的多数のオキナワ人が即時返かんを望んでいると考えている。また。オキナワ在住米人実業家の働きかけは外交委員会では余り共感をよばなかつた。ただし。軍事委員会は QUITE RESPONSIVE であつた。

4. 下院の動向

外交委員会はベトナム戦争。対外援助に注意を向け、オキナワ問題を未だ十分に検討していないが。大勢は返かんに賛成といわれる。また。多くの議員がトウマ書簡に関連し。 PLEBISCITE が必要であるとは考えていない。下院の重要議員 (LEADERSHIP) は人民投票を要求する動きはほとんどないといつて。万々かかる動きが始まるとすれば。 RIVERS。 LANDRUM の

外務省

注 意

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

如き PROTECTIONIST-MILITARIST か自決の原則実施を要求する ULTRA-LIBERAL であろう。これを要求するにかかる決議が提出される可能性はまずないし。かりに出されても上下両院とも外交委員会はこれを PIGEONHOLE すると思われる。オキナワ在住米人実業家の働きかけは日本統治下において特権的地位は許さるべきでないとして同情をひいていい。

外交。軍事両委員会の多数議員が軍事基地の重要性を知りつつも。日本は重要な盟邦であり。この問題が日本にとり極めて重要であるならば。オキナワを返かんしなければ日本を他の方向へおしやることとなろうと考えている。ペーパー決議に対する下院の大勢は GO ALONG WITH IT であるが。 SENATORIAL PREROGATIVE のため戦うとの気持はない。

5. 国務省議員連絡官の見解

上院にはオキナワ返かんは批准を要するとの強い感情がある。国務省はオキナワ返かんと日米経済問題は別であるとの立場をとつているが。多数の議員は国際関係に対する顧慮がなく BLUNTLY に動く傾向がある。また下院軍事委員会にはベトナム戦争が終るまでオキナワを返かんすべきでないとの意見もある。オキナワ返かんのためには上院の批准を求める必要あり。これを避けようとすると情勢は

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

感くなる。アマミ。オガサワラが行政協定で返かんされた先例もあり。残存主権に基づく法律論は可能としても最早法律問題としてはかたづけられない。
ソ連外交官が北方領土問題に関連して米国のオキナワ返かんをいやがつており。超大國家が戦争の結果として形成された国境を変更するのは危険であり。これは他の諸国をしげきし不安定な情勢をもたらすといつている。

(3)

- 5 -

外務省

